

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作付面積調査及び収穫量調査の野菜調査として実施したものであり、野菜の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における野菜の生産努力目標の策定及び達成状況の検証、野菜の生産振興に資する各種事業の推進、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく畑作物共済事業の共済金額の算定のための資料を整備することを目的とする。

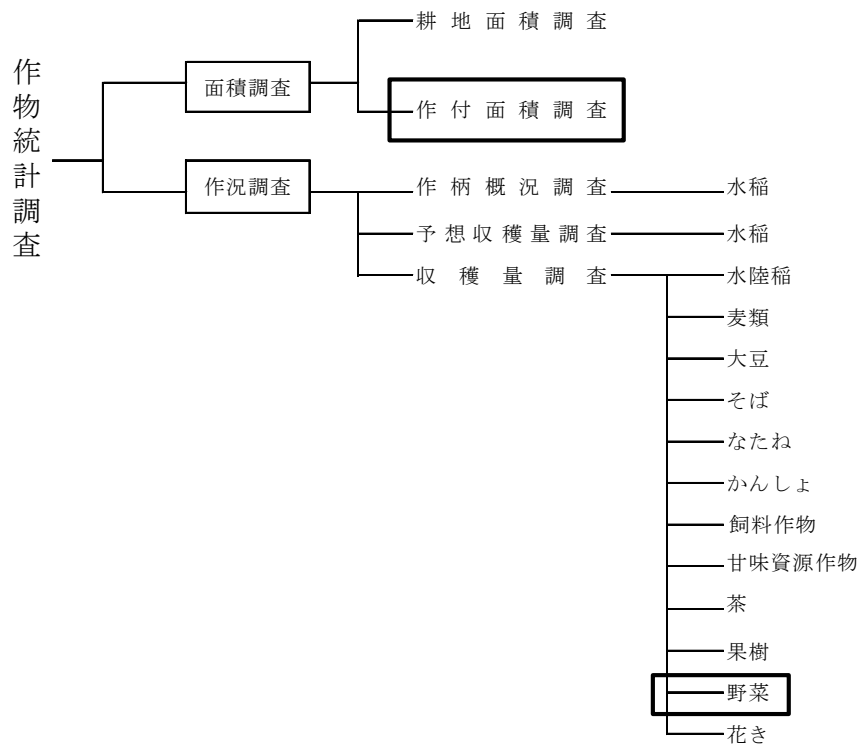
(2) 調査の根拠法令

作物統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査として、作物統計調査規則（昭和 46 年農林省令第 40 号）に基づき実施した。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が本書に掲載する範囲）



(5) 調査の範囲

令和 4 年産については、全国調査として全ての都道府県を調査の対象としている。

なお、作付面積調査は 3 年、収穫量調査は 6 年ごとに実施する全国調査においては、すべての都道府県を調査の範囲とし、全国調査年以外の年にあつては、主産県（調査対象品目ごとに、直近の全国調査年における作付面積の全国値のおおむね 8 割を占めるまでの上位都道府県を調査の範囲とし、その範囲に該当しない都道府県であっても、野菜指定産地に指定された区域を含む都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県）を調査の範囲とし、当該都道府県に所在する農協等の関係団体及び農林業経営体を調査の対象としている。

(6) 調査対象者の選定

ア 作付面積調査

関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等及び野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項に規定する登録生産者とした。

イ 収穫量調査

(ア) 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等及び野菜生産出荷安定法第 10 条第 1 項に規定する登録生産者とした。

(イ) 標本経営体調査（標本調査）

都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が 8 割に満たない都道府県については、2020 年農林業センサスにおいて調査対象品目を販売目的で作付けし、関係団体以外に出荷した農林業経営体から、品目別の作付面積の大きさに比例した確率比例抽出法により抽出を行った。なお、かぶ、ごぼう、れんこん、こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、しゅんぎく、みずな、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、にら、にんにく、かぼちゃ、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース、そらまめ、えだまめ及びしょうがについては、農林業センサスにおいて作付面積を把握していないため、系統抽出法により抽出を行った。

ただし、当該品目の都道府県別の作付面積が 5 ha に満たない場合は、当該都道府県の標本経営体調査を行わないこととする。

標本の大きさ（標本経営体数）については、全国の 10 a 当たり収量を指標とした目標精度（指定野菜については 1～2 %、指定野菜に準ずる野菜は 2～3 %）が確保されるよう、調査対象品目の全国収穫量に占める都道府県ごとのシェアを考慮して設定した 10 a 当たり収量に関する都道府県別の目標精度（指定野菜については 3 %～15 %、指定野菜に準ずる野菜は 5 %～20 %）を設定し、必要な標本経営体数を算出した。なお、都道府県別の標本の大きさについては、抽出率 30 %を上限とした上で、300 を超える場合は 300、20 を下回る場合は抽出率にかかわらず 20 とし、直近の農林業センサスにおける品目別農林業経営体の母集団の大きさに応じて品目ごとに配分している。

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回答数 ②	有効 回答率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回答数 ⑦	有効 回答率 ⑧=⑦/⑤
	団体		%	経営体	経営体	%	経営体	%
指定野菜のうち、春植えばいしょ	798	491	61.5	25,216	2,443	9.7	1,259	51.5
指定野菜のうち、春野菜、夏秋野菜及び たまねぎ	1,382	1,272	92.0	316,105	10,514	3.3	5,206	49.5
指定野菜のうち、秋冬野菜及びほうれん そう並びに指定野菜に準ずる野菜	1,354	1,290	95.3	374,133	13,045	3.5	6,989	53.6

注：「有効回答数」は、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回答はあったが、当年産において作付けがなかった関係団体及び標本経営体は含まれていない。

(8) 調査期日

収穫期

(9) 調査品目 (41 品目)

ア 指定野菜 (14 品目)

類 別	品 目
根 菜 類	だいこん、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、さといも
葉 茎 菜 類	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ
果 菜 類	きゅうり、なす、トマト、ピーマン

イ 指定野菜に準ずる野菜 (27 品目)

類 別	品 目
根 菜 類	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも
葉 茎 菜 類	こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、しゅんぎく、みずな、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、にら、にんにく
果 菜 類	かぼちゃ、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース、そらまめ（乾燥したものを除く。）、えだまめ
香 辛 野 菜	しょうが
果実的野菜	いちご、メロン（温室メロンを含む。）、すいか

(10) 調査事項

ア 作付面積調査

調査品目別及び季節区分別の作付面積

イ 収穫量調査

(ア) 関係団体調査（全数調査）

調査品目別及び季節区分別の作付面積、出荷量（指定野菜の出荷量については、品目別に用途別の内訳として、加工向け及び業務用向け（ばれいしょを除く。））

(イ) 標本経営体調査（標本調査）

調査品目別及び季節区分別の作付面積、出荷量及び自家消費等の量

(11) 調査方法

調査は、関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

(12) 集計方法

ア 都道府県値

提出された調査票は、農林水産省地方組織において集計した。

(ア) 作付面積の集計は、関係団体調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(イ) 収穫量の集計は、関係団体調査及び標本経営体調査の結果から得られた 10 a 当たり収量に作付面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(ウ) 出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた出荷量及び標本経営体調査結果から得られた 10 a 当たり出荷量等を基に算出している。

(エ) 用途別出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた用途別出荷量等を基に算出している。

イ 全国値

農林水産省地方組織から報告された都道府県値を用い、農林水産省大臣官房統計部において集計した。

また、本年産調査は全国調査年に当たることから、作付面積、収穫量及び出荷量は、都道府県値の積み上げにより算出した。

(13) 市町村別の作付面積、収穫量及び出荷量

野菜指定産地が含まれている市町村について作成した。なお、北海道のばれいしょにおいては、全市町村について作成した。

(14) 調査の精度

ア 作付面積調査

関係団体に対する全数調査結果を用いて全国値を算出していることから、実績精度の算出は行っていない。

イ 収穫量調査

本調査結果（全国計）の10a当たり収量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

(ア) 指定野菜

類別	品目	季節区分	標準誤差率(%)	類別	品目	季節区分	標準誤差率(%)	
根菜類	だいこん	春	1.6	葉茎菜類	レタス	春	1.2	
		夏	2.0			夏秋	0.4	
		秋冬	1.3			冬	0.9	
	にんじん	春夏	1.0		ねぎ	春	1.5	
		秋	2.4			夏	2.2	
		冬	1.3			秋冬	1.2	
	ばれいしょ	春植え	0.5		たまねぎ	－	2.4	
		秋植え	3.2					
	さといも	秋冬	1.6					
葉茎菜類	はくさい	春	1.9	果菜類	なす	冬春	2.1	
		夏	1.0			夏秋	2.2	
		秋冬	1.0					
	キャベツ	春	1.0		トマト	冬春	1.0	
		夏秋	0.7			夏秋	1.7	
		冬	1.0			冬春	1.7	
	ほうれんそう	－	1.2			ピーマン	夏秋	2.1

(イ) 指定野菜に準ずる野菜

類別	品目	標準誤差率(%)	類別	品目	標準誤差率(%)
根菜類	かぶ	2.5	果菜類	かぼちゃ	1.8
	ごぼう	2.6		スイートコーン	1.6
	れんこん	3.5		さやいんげん	3.5
	やまのいも	2.1		さやえんどう	4.8
葉茎菜類	こまつな	1.1		グリーンピース	5.1
	ちんげんさい	3.0		そらまめ	4.5
	ふき	1.4		えだまめ	2.2
	みつば	1.2	香辛野菜	しょうが	3.6
	しゅんぎく	2.0	果实的野菜	いちご	1.3
	みずな	11.3		メロン	2.3
	セルリー	0.5		すいか	2.1
	アスパラガス	1.8			
	カリフラワー	2.1			
	ブロッコリー	1.0			
	にら	4.3			
	にんにく	1.9			

2 用語の解説

(1) 作付面積

は種又は植付けをしたもののうち、発芽又は定着した延べ面積をいう。

また、温室、ハウス等の施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積とした。したがって、温室・ハウス等の施設間の通路等は施設の管理に必要な土地であり、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないことから作付面積には含めていない。

なお、れんこん、ふき、みつば、アスパラガス及びにらの作付面積は、株養成期間又は育苗中で、は種又は植付けをしたその年に収穫がない面積を除いた。

(2) 10 a 当たり収量

実際に収穫された 10 a 当たりの収穫量をいい、具体的には作付面積の 10 a 当たりの収穫量とする。

(3) 収穫量

収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

また、収穫量の計量形態は、出荷の関連から出荷形態による重量とした。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで、えだまめの出荷形態が枝付きの場合は、収穫量も枝付きで計上した。

(4) 出荷量

収穫量のうち、生食用、加工用又は業務用として販売した量をいい、生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。

また、出荷量の計量形態は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を用いる。

なお、野菜需給均衡総合推進対策事業及び都道府県等が独自に実施した需給調整事業により産地廃棄された量は、収穫量に含めるが出荷量には含めない。

(5) 生食向け出荷、加工向け出荷及び業務用向け出荷

用途別出荷量については、調査時における仕向けにより区分した。

ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものをいう。

なお、生食向け出荷量は、(4) の出荷量からイの加工向け及びウの業務用向け（ばれいしょを除く。）の出荷量を差し引いた重量である。

イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したものと及び加工されることが明らかなものをいう。この場合、長期保存に供する冷凍用は加工向けに含めた。

ウ 「業務用向け出荷」とは、学校給食、レストラン等の外・中食業者へ出荷したものをいう。

(6) 指定野菜

野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 2 条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいう。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和 41 年政令第 224 号）第 1 条に掲げる次の品目をいう。

なお、本調査においては、ピーマンにはししとう、レタスにはサラダ菜を含むものとして調査を行っている。

キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ及び冬キャベツ）、きゅうり（冬春きゅうり及び夏秋きゅうり）、さといも（秋冬さといも）、だいこん（春だいこん、夏だいこん及び秋冬だいこん）、たまねぎ、トマト（冬春トマト及び夏秋トマト）、なす（冬春なす及び夏秋なす）、にんじん（春夏にんじん、秋にんじん及び冬にんじん）、ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ）、はくさい（春はくさい、夏はくさい及び秋冬はくさい）、ばれいしょ、ピーマン（冬春ピーマン及び夏秋ピーマン）、ほうれんそう及びレタス（春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）

(7) 指定野菜に準ずる野菜

本調査における「指定野菜に準ずる野菜」とは、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 8 条に掲げる品目のうち次に掲げるものをいう。

なお、本調査においては、メロンの数値には温室メロンの数値を含むものとして調査を行っている。

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん

(8) 年産区分及び季節区分(別表「品目別年産区分・季節区分一覧表」参照)

ア 年産区分

原則として、春、夏、秋、冬の 4 季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して 1 年産として取り扱った。

なお、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。

イ 季節区分

年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中することから、これらを考慮し、主たる出荷期間により季節区分を設定した。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令第 1 条に定められた区分である。

(9) 野菜指定産地

野菜生産出荷安定法第 4 条の規定に基づき農林水産大臣が指定した産地をいう（令和 4 年 5 月 6 日農林水産省告示第 868 号）。

(10) 関係団体

生産者から青果物販売の委託を受けて青果物を出荷する総合農協、専門農協又は有志で組織する任意組合をいう。

3 利用上の注意

(1) この統計表に掲載された統計の全国農業地域及び地方農政局の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県名と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県名と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県名と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県名と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

- (2) 統計数値については、次の方法により四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数(下から)		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 し ない
例	四 捨 五 入 す る 前 (原 数)	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四 捨 五 入 し た 後 (統 計 数 値)	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

- (3) 「(参考) 対平均収量比」について

統計表の「(参考) 対平均収量比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として、直近 7 か年のうち最高及び最低を除いた 5 か年の平均値）に対する当年産の 10 a 当たり収量の比率である。

なお、10 a 当たり平均収量について、直近 7 か年の実収量のデータが得られない場合は次の方法により作成するものとし、3 か年分の実収量のデータが得られない場合は作成していない。

ア 6 年分の実収量のデータが得られた場合は、最高及び最低を除いた 4 か年の平均値

イ 5 年分の実収量のデータが得られた場合は、最高及び最低を除いた 3 か年の平均値

ウ 3 年又は 4 年分の実収量のデータが得られた場合は、それらの単純平均

- (4) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0 ha）

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」： 計算不能

- (5) 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が 2 以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「野菜生産出荷統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

- (7) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「野菜」の「作況調査（野菜）」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/#r

4 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3680

（直通）03-6744-2044

- ※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>

別表

品目別年産区分・季節区分一覧表

類別	品目名	年産区分 (主たる収穫・出荷期間)	季節区分		備 考
			季節区分名	(主たる収穫・出荷期間)	
根 菜 類	だいこん	令和 4年4月～5年3月	春 夏 秋冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	かぶ	3年9月～4年8月	—	—	
	にんじん	4年4月～5年3月	春夏 秋 冬	4月～7月 8月～10月 11月～3月	
	ごぼう	4年4月～5年3月	—	—	
	れんこん	4年4月～5年3月	—	—	
	ばれいしょ (じゃがいも)	4年4月～5年3月	春植え 〃 秋植え	都府県産 4月～8月 北海道産 9月～10月 11月～3月	
	さといも	4年4月～5年3月	秋冬 その他	6月～3月 4月～5月	
	やまのいも	4年4月～5年3月	—	—	
葉 茎 菜 類	はくさい	4年4月～5年3月	春 夏 秋冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	こまつな	4年1月～4年12月	—	—	
	キャベツ	4年4月～5年3月	春 夏 秋 冬	4月～6月 7月～10月 11月～3月	
	ちんげんさい	4年1月～4年12月	—	—	
	ほうれんそう	4年4月～5年3月	—	—	
	ふき	4年1月～4年12月	—	—	
	みつば	4年1月～4年12月	—	—	
	しゅんぎく	4年1月～4年12月	—	—	
	みずな	4年1月～4年12月	—	—	
	セルリー	4年1月～4年12月	—	—	
	アスパラガス	4年1月～4年12月	—	—	
	カリフラワー	4年4月～5年3月	—	—	
	ブロッコリー	4年4月～5年3月	—	—	
	レタス	4年4月～5年3月	春 夏 秋 冬	4月～5月 6月～10月 11月～3月	
	ねぎ	4年4月～5年3月	春 夏 秋 冬	4月～6月 7月～9月 10月～3月	
	にら	4年1月～4年12月	—	—	
	たまねぎ	4年4月～5年3月	—	都府県産 4月～3月 北海道産 8月～3月	
	にんにく	4年1月～4年12月	—	—	
辛 野 菜 果 実 的 野 菜	きゅうり	3年12月～4年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	トマトには、加工用トマト、ミニトマトを含む。 ピーマンには、ししとうを含む。
	かぼちゃ	4年1月～4年12月	—	—	
	なす	3年12月～4年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	
	トマト	3年12月～4年11月	冬春 夏秋	12月～6月 7月～11月	
	ピーマン	3年11月～4年10月	冬春 夏秋	11月～5月 6月～10月	
	スイートコーン	4年1月～4年12月	—	—	
	さやいんげん	4年1月～4年12月	—	—	
	さやえんどう	3年9月～4年8月	—	—	
	グリーンピース	3年9月～4年8月	—	—	
	そらまめ	4年1月～4年12月	—	—	
	えだまめ	4年1月～4年12月	—	—	
	しょうが	4年4月～5年3月	—	—	
	いちご	3年10月～4年9月	—	—	
	メロン	4年1月～4年12月	—	—	
	すいか	4年1月～4年12月	—	—	

注：季節区分名欄で「その他」とは、統計処理上品目別に設定した季節区分の主たる収穫・出荷期間以外の月を一括したものである。